

<教育活動全般における対策・留意点>

① 教室

- 手洗い、マスクの着用、ソーシャルディスタンス、検温についてのイラスト掲示物を活用し習慣化する。
- 手洗いを原則とした上でアルコール手指消毒液を行う。
- 各学級に体温計とそれを消毒するアルコール綿を常置し、必要に応じ随時検温する。

② 家庭で行う健康観察

- 登校前の健康状態（体温、咳等）について健康観察表への記入を依頼する。当該児童生徒だけでなく、同居する家族の健康状態についても確認していただく。
- 登校後の健康観察時に、家庭からの健康観察表も確認する。特記事項があれば保健室へ連絡をする。

③ 担任が行う健康観察

- 登校後、給食前に全員の健康観察（定時の検温）をする。
- 登校後の結果を健康観察簿に記入。他 1 回の結果は、検温表へ記入する。
- 発熱やかぜ症状を認めた場合は別室で対応する。
- 随時、いつもと違う様子がないかを含めた観察をする。

④ 換気

- 気候上可能な限り常時実施（エアコン使用時も）する。休み時間は 2 方向それぞれ 1 つ以上の窓を大きく開ける。

⑤ 消毒

- 手指等人体の消毒はアルコール消毒、物品消毒は主に塩素消毒をする。（状況に応じてアルコール消毒液や界面活性剤を含む洗剤を用いて消毒する。）
- 児童生徒下校後、毎日、塩素にて子どもが触れる場所を中心とした消毒を実施する。
- 授業で使用した教材等も消毒する。

⑥ マスクの装着

- 原則として学校教育活動中は児童生徒、職員とも常時装着する。
- 熱中症など健康被害が発症する可能性が高いと判断した場合には、マスクをはずす。この場合、十分な換気と距離をとる等感染予防対策をする。
- マスク装着時はのどが渇かなくても定期的に水分補給する等、特に熱中症に留意する。
- マスクを外した際は、口にあたる部分を内側に折りたたみ、各自持参した袋等に入れ保管する。

⑦ 身体的距離の確保

- 必要に応じて複数のグループに分け、児童生徒の間に可能な限り距離を確保し（概ね 1～2m）対面とならない形で活動する。

⑧ 健康観察・健康診断

- 計画に沿って実施予定。

○健康診断を実施の際には、三密にならない（入室制限、実施場所等）よう留意する

<具体的な場面における対策・留意点>

① 児童・生徒登校時

- 自力通学生徒—昇降口に入る前に手指消毒をし、登校後手洗いをする。
- スクールバス利用生徒—登校後、教室にて最初に手洗いをする。
- 手洗い後、更衣前に健康観察（検温）をする。

※スクールバス

- 児童生徒の状況に配慮しつつ、定期的な窓開け等、換気を行う。可能な範囲で、座席を離す。送迎が可能な家庭にあっては、学校までの送迎を依頼する。
- 登下校後、介助員による車内消毒を行う。

② 授業中

- 更衣時は更衣室に入る人数を制限し、時間差で更衣室での更衣を行う。（各学部で調整する）
- 教室移動は、経路を決め、決められた経路で移動する。
- 休み時間、トイレ後は手洗いを行う。

※各教科で気をつけること

- 以下に挙げるものなど対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わないこと。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・家庭科における調理等の実習
 - ・体育科における児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
 - ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- 共有の教材、教具、情報機器や設備などを触る前後で手洗いを徹底する。
- 体育：個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動をする。
また可能な限り屋外で実施したり、児童生徒が集合、整列する場面を避けたりなど工夫する。
- 自立活動：接触が不可避な場合等もあることから、指導計画や指導方法の見直しを行うとともに、一層の感染症対策（かかわる者を限定する等）を講じた上で指導を行う。
- 部活：各教科等の指導に準じて対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動については行わない。
- 図書スペースの利用：利用前後の手洗いを徹底し、密にならない配慮する。
- 職場実習：地域や生徒の生活圏の感染状況を踏まえ、職場実習の実施が可能、かつ、職場実習を実施する必要があると学校や設置者が判断する場合には、受入れ先企業と生徒・保護者等の職場実施に対する意向を確認し三者（学校、企業等、生徒・保護者）でその実施について合意を得た上で、当該生徒の授業日として設定し実施することも考える。

③ 給食

- 食前後でテーブル、配膳台の塩素消毒を行う。
- 食前後の手洗いを徹底する。
- 教職員を中心に配膳を行う。生徒は、各学部の実態や生徒の実態に応じて、感染対策を講じた上で配膳を行う。
- 小学部は食堂、中、高は各教室で三密や対面を避けて食べる。私語は慎むよう指導する。

④ 昼休み

- 昼休みの体育館やグラウンドの使用は、原則学部ごと割り振る。
- 図書コーナーは必ず職員が付き添い、上記「各教科で気をつけること ○図書スペースの利用」の条件を満たしていれば利用可能。

⑤ 児童・生徒下校時

- 昇降口で、塩素に浸したマットを踏んで上履きを消毒する。
- 学童引き渡しの際の待機時には三密を避けるために送迎時間を分散させる。
- 保護者の迎えは昇降口前での引き渡しとし、昇降口内の過密化を避ける。
- 自力通学生徒は点呼等で集合せずに、職員玄関から順に下校する。

⑥ 放課後

- 教室やトイレ、作業棟、昇降口等、児童・生徒が利用し触れたところの消毒を行う。
- 授業等で使用した教材、用具等も消毒する。

<その他>

① 係活動による健康観察簿の取り扱い

- 健康観察簿は主事が各学級を回り、収集する。

② 保健室の利用

- 保健室前の廊下に集団（3～4人以上）で待機していることがないようにする。
- 保健室への入室は必ず担任が引率し、事前に必ず内線連絡を入れる。

③ 発熱者等、感染疑いの者が確認された場合

- 当該児童生徒を別室にて掌握する。
- 発熱やかぜ症状等がある児童生徒に対する別室での様子観察は原則 1 時間までとする。それ以上の解熱や症状の改善が認められない、または、普段と違う様子が見られる場合は保護者迎えを依頼する。
- 発熱および感染の疑いのある児童生徒が早退する場合、一人での下校はさせない。保護者迎えを原則とし、感染拡大防止の観点から公共交通機関の使用は控えていただく。
- 別室で対応する職員はなるべく限定する。
- 感染の疑いのある児童生徒の対応した職員は、対応後、集団に戻る前に手指消毒の徹底と衣服の更衣を行う。（全職員は、予備の着替えを用意しておく）
- 発熱等のある児童生徒と同じ学級の児童生徒についても、こまめに健康観察（検温）を行う。
- 発熱がなく、習慣的でない繰り返す嘔吐・下痢症状は、別室での様子観察とし、1 時間以上症状が改善されない場合は保護者お迎えをお願いする。
- 嘔吐・下痢をした場合、汚れた衣服等は学校で一次処理（塩素消毒）はせず、持ち帰る。

④ 感染者発生時

- 校内で感染者、濃厚接触者が発生した際には、保健所の指示に従う。感染拡大防止の必要上、当該児童生徒が明らかになることがあるが、その場合においても当該児童生徒が差別・偏見・いじめなどの対象にならぬよう十分な配慮・注意が必要であり、またそのための教育も行っていく。
- その後の対応について県教育委員会と協議し、学校の全部または一部の臨時休校措置をとる。

⑤ 出欠の取扱い等

- 医ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒については、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断を行う。
- その他新型コロナウイルス感染症にかかる出欠については、R3. 4. 9付けの配布文書のとおり扱う。

⑥ 職員の体調管理について

- 児童生徒の健康を守るためにも、自身の健康管理をしっかりと行う。出勤前の体調（かぜ症状や発熱の有無）を確認し、症状がある場合は出勤を控える。出勤前に体温測定をし、報告する。

⑦ 感染症対策本部について

- 新型コロナウイルス感染症対策本部を校内に設置し、校内体制を整備する。
- 原則月1回、招集・協議を行い、必要な対応と本対策の改訂を行う。